

經濟叢論 每月一日發行  
 第四十八卷第三號 昭和十四年三月一日發行  
 大正十四年六月二十一日第三號發售物認可

會學濟經學大國帝都京

# 經濟叢論

號三第 卷(十四第)

月三年四十四和昭

## 論叢

政府支出と所得増加……………文學博士 高田保馬  
 横井小楠の經濟思想……………經濟學博士 本庄榮治郎  
 特殊リンク制の諸問題……………經濟學博士 谷口吉彦

## 時論

支那に於ける門戶開放……………法學博士 末廣重雄  
 増稅案を論ず……………經濟學博士 汐見三郎

## 研究

神代に現はれし日本の創造の型……………經濟學士 中川與之助  
 公正價格の意義……………經濟學士 中谷實  
 靜態的貨幣理論と動態的貨幣理論……………經濟學士 服部新一  
 複式簿記法の形成過程に就いて……………經濟學士 岡本愛次

## 說苑

ル・プリーの經濟發達階段說……………經濟學士 宮本又次

## 附錄

彙報  
 外國雜誌論題

(禁轉載)

# 公正價格の意義

中 谷 實

## 一 序 言

支那事變を契機として我國民經濟が本格的に統制經濟に移行し來つた事は否定す可からざる事實である。而も事變が軍事的に一段落を告げ、愈々興亞の大理想の實現の爲めに所謂長期建設の時期に入つてよりは、單に物の經濟のみならず貨幣經濟の面よりも如何にして此の難局に對處し行く可きかと言ふ事が一層重要なる問題となり來る。此處に適正なる物價の確立維持と言ふ事の必要不可欠なる所以が存するのであつて、一方に物資供給の適合を圖ると共に他方には物價其のものを直接に統制するの必要が起つてくるのである。

抑も經濟が自由主義の原則に従つて運行し、各個經濟の自由なる經濟活動によつて調和ある經濟の發展が期待せられるのみで充分なりし時代には、價格も亦各人の自由競争によつて需要供給の適合する所に自ら構成せられるを以て充分であつた。然るに國家が一の目的の實現の爲めに、經濟の各方面に互つて個人の自由なる活動を是認し得ざる時代に於ては、價格も亦需要供給の適合する所に自ら定まるを以て満足する事を得ない。即ち價格も亦拘束せられ統制せられねばならぬのである。

我國に於ても已に昨年の春以來、物價に對する統一的統制の必要が痛感せられて、中央及び地方に物價委員會

が設けられ、政府資金の撒布と物資の缺乏によつてとすれば騰貴せんとする物價を抑制せんが爲めに、各種の財について最高價格が定められてゐる。然し乍ら斯かる公定價格は如何なる基準に基いて定められてゐるか。又其の基準は如何なる理論的根據に基く可きであるか。我々は此れに關しては未だ充分に満足す可き議論を見出し難いのである。例へば或種の商品の小賣價格が其の原價以下の最高公定價格に規制せられるとすれば、斯かる最高公定價格は果して正しき價格であるか。又此れを正しき價格とすれば此れを是認す可き理論的根據は何處に存するか。此れ公正價格の理論又は公正なりとは是認さる可き價格に關する理論の翹望せられる所以である。

翻つて、單に正しき又は公平なる價格と云ふ點のみについて見れば、我々は自由主義經濟學に於ける自然價格に於て此れを求める事が出来る。即ちアダム・スミスは、自然價格と市場價格とを對比せしめて、自然價格は自由競争の行き盡した均衡状態における正常なる價格——中心的なる價格であるとし、市場價格は其の時々の事情によりて此の自然價格の上下を動搖する現實の價格としてゐるのである。従つて自然價格は一の正しき價格であるがそれは飽くまで自由價格であり自然に成立する價格である。

然るに茲に要求せられる價格理論は自由經濟に於ける自由價格の理論ではない。拘束せられたる經濟に於ける拘束價格の理論である。而して自由價格の理論は英國の古典學派に於てのみならず、限界效用學派や數理學派や更にマルクス理論に於ても繼承せられてゐるのであるが、拘束價格の理論は未だ充分なる發展を見ず、漸く最近獨逸に於て此の問題が旺んに論議せられるに至つた有様である。殊に、過去の歴史に於て自由價格でなく拘束價格の支配した經驗は豊富に存するにも拘はらず、此れに關する理論に見る可き進歩が存しないのは一の不思議でもある<sup>1)</sup>。

1) H. G. Schachtschabel; Gebundener Preis—Gerechter Preis, Finanzarchiv, Neue Folge, Bd. 6. Heft 3, SS. 469—473.  
尙 H. Peter, の如きは公正價格の理論はあり得ないと否定する。(H. Peter: Studie über den Gerechten Preis, Finanzarchiv, Bd. 5 Heft 4, S. 620.)

然らば公正價格は拘束價格として如何なる地位を執る可きか。又過去に於ては如何なる拘束價格が行はれそれは如何なる理論的基礎に基いてゐたか。此等を考察したる後に、主として現今獨逸に於て行はれてゐる所に基きて公正價格の理論的政策的意義を説明し、且つ此れが検討を試みたいのである。

## 一 拘束價格と公正價格

公正價格が自由價格ではなく拘束せられたる價格の一である事は正に明らかなる所である。然らば拘束價格及び公正價格の概念は自由經濟の下に於ける自由價格に對比して如何なる地位を占む可きか。又拘束價格と公正價格とは如何なる關係に立つか。先づ此等についての概説を試みねばならない。

最初に拘束價格が如何なる意味に於ても自由價格でない事は云ふ迄もないが、此の概念を明確にする爲めに一應その消極的なる説明より始むれば次の如く言ひ得るのである。即ち、拘束價格とは古典學派の前提するが如き自由經濟の過程に於て經濟原則のみによりて成立する價格、即ち市場における需要供給の均衡と云ふ目的實現によつて成立する價格ではなく、經濟的又は非經濟的觀點より従つて或場合には個人の利害を超越して、財の交換價值の實現より以前に一定の組織體によりて決定せられ確立せられる所の價格である。<sup>2)</sup>而して斯かる價格の決定確立は何らかの目的の爲めにせられる事は言ふを俟たざる所であるが、其の目的は又價格を決定する組織體如何によつて規定を受けてゐる。即ち國家又は政府が價格を規定する場合と其の他の權力的組織體が此れを規定する場合とに於ては自ら其の目的が異り得るものであつて、茲に拘束價格は廣義に於ける拘束價格と狹義に於ける拘

2) Schachtschabel; a. a. O. S. 475.

束價格とに分たれる。廣義に於ける拘束價格はあらゆる權的力組織體の規定する價格であるから、其處には同業組合價格及びカルテル價格等が含まれるのであつて、斯かる拘束價格は、自由なる價格構成に最早や經濟的重要性が認められない場合或は何らかの經濟的緊急狀態が克服せられねばならぬ時等に屢々表はれる所の利益價格であり得る。即ち必ずしも國家國民全體の爲めではなく、一定のグループの利益の爲めに適當なる價格であり得るのである。然るに狹義における拘束價格は國家により具體的には政府によつて規定せられる所の價格であつて、國家は此れを以て經濟指令の手段とし此れによつてその目的を遂行せんとするものである。

然らば次に公正價格は右の如き拘束價格と如何なる關係に立つか。前述の狹義における拘束價格即ち國家的拘束價格は、一定の利害團體の爲めに妥當するものでない事は言ふ迄もなく、又必ずしも公正價格たり得るものでもないが、然し、此れが公正價格の理想を實現せんとする傾向を有する事に注意せねばならぬ。蓋し國家による拘束價格は總ての他の拘束價格の上位に立ち、先見的に個々の經濟主體及び經濟團體の利害領域より止揚せられて、國家全體又は經濟全體の觀點より其の目的遂行の爲に妥當なる價格たらしめらる可き最大の條件を具へ居るが爲めである。即ち公正價格は國家的拘束價格の理想型であつて、政府國家が其の實現の爲めに種々なる價格拘束を行ふ事情は、正に古典學派に於ける市場價格が常に其の理想態たる自然價格に近づかんとするが如き關係に立つてゐるのである。

斯くて拘束經濟における公正價格は自由經濟に於ける自然價格に該當し、公正價格は一の *1st Preis* ではなく一の *Soil Preis* であると言ひ得るであらう。<sup>3)</sup> 而も市場價格に對立す可き拘束價格の理論的基礎付けは、必然的に公

3) a. a. O. S. S. 475-476, 501-503.  
R. Hug; Zur Lehre von dem volkswirtschaftlich richtigen Preise.....Finanzarchiv, Neue Folge, Band 6, Heft 2.

正價格の理念より説明せられねばならぬのであつて、それは時代的に異りたる制約を受けるが故に、以下價格の公正と云ふ事に關する思想と此れに基いて現實に執られたる拘束價格政策との變遷を、シヤハトシャール<sup>4)</sup>に從つて略述する事とする。

### 三 價格の公正と拘束價格の歴史

(一) 先づ價格の公正と云ふ事に關する思想の變遷を尋ねるに、價格の公正と言ふ思想は已に舊くプラトンに於て此れを見る事が出来る。勿論彼に於ては其の概念は明確でなく且經濟理論として構成されたものではないが、價格の公正と云ふ事は國家全體の維持の爲めに必要なものと考へられ、國家が財の眞の價値に從つて價格を定む可き事が要求されてゐる<sup>5)</sup>。又プラトンよりも更に重要なものはアリストテレスであつて、彼は先づ國家全體の幸福を創造し且つ此れを維持す可き爲には公正と云ふ事が絶對的に必要な所以を力説し、交換兩當事者の人其のものに一定の公正なる格付けを考へ、然る後に彼等の財の公正なる量的交換比率を要求する。即ち交換者そのものの人格をして其の生産物の價値に影響を與へしめんとするものである<sup>6)</sup>。此の思想は後のスコラ學派に多大の影響を與へたのであるが、尙それに至る以前に、アウグスチヌス Augustinus がキリスト教的倫理觀より價格の公正を要求し、價格が價値に一致せず交換當事者が他人の犠牲に於て利を得るが如き事を大なる罪劫と見てゐるのである<sup>7)</sup>。

右の如きギリシヤ時代及び教父時代の公正に關する觀念は、中世の都市經濟に於ける *iustum pretium* (公正な

4) Schachtschabel; a. a. O. S. S. 477-501.

5) a. a. O. S. 477.

6) a. a. O.

7) a. a. O. S. 479.

8) a. a. O. S. S. 480-481.

る價格)の思想に多大の影響を與へたが、尙スコラ學派に於ても此の問題は一層經濟的に取扱はれたのであつて、我々は先づアルベルツス・マグヌス Albertus Magnus の公正に關する思想<sup>9)</sup>を窺はねばならない。即ち彼によれば、*bonum commune* (共同の利益)と全體の福祉の爲めにする價格統制とは最高の原則であつて、財の交換に於ては勞働及び費用の同一量が交換せらる可き事即ち *Aquivalenzprinzip* が確保せられねばならぬと言はれてゐるのである。

又トマス・アクキノ Thomas v. Aquino は公正價格の古代的思想に最高の展開を與へたのであつて、有機的全體に於ては交換も亦一つの目的即ち手段調達の目的を實現す可きものとし、等價値の交換即ち *Aquivalenzprinzip* を要求するのである。而も彼が、公正價格の決定に關して、單に等しき勞働及び等しき費用を問題とするのみならず其の物を生産せし人自體(又は其の身分)が考慮せられねばならぬ事を強調したのは、アリストテレスの思想を繼承せしものであつて、現時の公正價格の問題を理解する上に於ても甚だ重要な事と云はねばならぬ。

右の如く中世迄に於ける公正に關する思想は多分に倫理的なる要求を含んでゐたのであるが、然らば其の後に於ける公正價格の思想は如何に發展したか。先づ重商主義時代に於ける公正價格に關する思想を見るに、此の時代には専ら經濟原則が高調せられ中世のそれとは全く異りたる性格が見られ得るのである。今其の代表者としてユステイ J. H. v. G. Justi について見るに、彼は當時の物價騰貴に反對して價格の公正を主張したのであるが、其の公正價格は生産の促進と消費の潤澤と云ふ目的の爲めに公正なる價格であつた。即ち當時の物價騰貴は生産物の供給不足に基き、而も結局は原料品たる農産物の生産が不振の爲め其の價格の高きに基くものと考へられた

9) a. a. O. S. 481.

るが故に、一方には生産を促進すると共に他方には消費者が負擔し得るが如き價格の實現を要望したのであつた。而も此の際獨占價格が排斥せらる可き事は勿論であつて、重商主義時代における公正價格の問題は生産の刺戟と獨占價格の排除を目的としたものである。<sup>10)</sup>

其の後十八世紀末より自由主義經濟の發展と共に、價格の公正に關する思想も亦一時影を潜めたのであるが、最近に於ては再び此の問題が擡頭し、茲に二つの思想的傾向を見る事となつた。即ち其の一は國民經濟的理論的なものであり目的論的立場に立つものであるが、他の一は經營經濟學的なもので費用計算の立場に立つものである。前者に屬するものとしてはシュパン O. Spann 及びカウラ R. Kaula 等が擧げらる可く、シュパンによれば、彼の全體主義的立場より價格の公正なりや否やは全く經濟の構成分子の構造が正しきか否かに依存し、經濟の構造が正しければ價格も亦自ら其の有機的性質によりて公正なり得るものとする。又カウラは一定の標準的規範的要素に従ひて國家が全體の利益の爲めに價格政策を行ふ時に價格は公正なりと考へてゐるのである。<sup>11)</sup> 然るに他方經營經濟的立場より價格の公正を論ずるものとしては、ローレンツ St. Lorenz 及びシュマルツ K. Schmaltz 等が擧げらる可く、彼等は共に公正價格の問題を企業の費用計算より論じてゐるが、結局は斯かる計算の困難なる所以を表明してゐるのである。<sup>12)</sup> 即ち一の企業にとりて公正なる價格は考へ得られても、全體經濟への關聯に於て國民經濟上公正なる費用の計算を行ふ事は全く容易ならざる事を告白してゐるのである。

最後に價格の公正に關する議論は、獨逸に於てナチスの政權獲得前後より特に旺んに行はれる事となつたが、其の中にも尙ベーター<sup>13)</sup>の如く此れを否定する論者も存する事に注意せねばならぬのである。

10) a. a. O. S. 485.

11) a. a. O. S. S. 486-487.

12) a. a. O. S. 487.

13) H. Peter; Studie über den gerechten Preis, Finanzarchiv, Bd. 5, Heft. 4, S. 620.

(二) 價格の公正に關する思想が右の如き發展過程を執り來つたとすれば、此れに基いて現實には如何なる拘束價格政策が執られて來たか。以下簡單なる歴史的説明を附加したい。

先づギリシヤの古代はさておき、公正價格の思想が初めて法規に現はれたのはかのディオクレティアン帝 Kaiser Diokletian の時代である<sup>14)</sup>。即ち所謂 *laesio enormis* (過大なる加害) によつて賣手が *justum pretium* (公正なる價格) の半以下しか得られなかつた場合には、彼は代金を拂戻して賣品を取戻す權利を與へられたのであるが、更に重要な *edictum de pretis rerum venalium* (販賣物價格の告示—所謂ディオクレティアン公定價格制) に於ては、あらゆる財及び給付の價格が公定せられ、價格の決定には個人の利益よりも全體の福祉と言ふ事が重要視せられてゐる。而して、此の價格公定に於ては、消費者については彼等の所得に關して有利であり同時に生産者については適當の利潤を許して賣撒き得るが如き價格が要求せられてゐるのであるが、中間取引による利益は拒否せられて居り特に運送費の如きが無視せられてゐたから、遂に所期の目的を達する事が出來ず、從來より高價なものは其の儘高價を維持し安價なものは公定價格迄急騰せる有様であつた。

尙右と同時代の *corpus iuris canonici* (教會法典) の利子禁止も公正價格の觀念と密接なる關係を持つてゐるのであるが、更に重要なのは中世に於ける官廳の價格統制であつて、獨逸に於ては已に十一世紀に生活必需品の價格を全面的に公定してゐるのである。而して官廳に於ける價格公定は最高價格を公定したものであるが、他方同業組合には最低價格を規定したる組合價格が存し、而も官廳以外の公定價格に於ても其の基礎には倫理的なるもの即ち公正の維持と云ふ良心的義務が考へられてゐたのである<sup>15)</sup>。

14) Schachtschabel; a. a. O. S. S. 489-490.

15) a. a. O. S. S. 491-492

次に重商主義時代に入れば、國家又は政府の價格政策が決定的なる役割を演じた事は容易に想像せられ得る所であつて、主として食料品の價格が公定せられ、其の價格決定の擔當は最初は市場に委ねられてあつたが後には國王の法規がイニシヤティヴを執る事となつた。然し乍ら此の時代の價格政策は結局は生産政策であつて倫理的な意義は隱蔽せられ、特に軍が價格政策に關與するに至つてはそれは明らかに國防政策でもあつたのである。<sup>16)</sup>

然らば、其の後十九世紀の自由主義勃興時代に拘束價格は如何になつたであらうか。言ふ迄もなく自由主義華やかなりし時代には政府國家による拘束價格は存しなかつたけれ共、その代りにカルテル價格等利益團體の拘束價格が出現し、歐洲大戰の勃發と共に再び獨逸に於て本來的なる拘束價格の政策が執られる事となつたのである。

即ち大戰勃發と共に、一九一四年八月には先づ最高價格法(同年十二月十七日新制定)が制定せられたが、從來より高價な商品は市場より姿を消して物價抑制の目的を達し得なかつたので、第二年には適當なる價格の公定が企てられ、適當なる利潤と賣價に關係薄き費用の排除と云ふ一大目標の下に公正價格の公定へ向つたのであつた。然し乍ら夫れにも拘はらず尙安價な商品は市場より姿を消して商品の全般的拂底が感ぜられるに至つたので、茲に從來より用ひたる差押及び管理の制度を強化すると共に定量配給及び消費割當等全般的市場統制が加へられざるを得なかつた。然らば大戰中に於ける價格政策が果して成功したかと云ふにそれは決して肯定され得べきものは無く、價格政策の加へらる可き經濟組織そのものが未だ自由主義的個人主義的方向にあつた所へ突如として拘束價格を施行したのであるから、全くの彌縫策に終らざるを得なかつたのである。<sup>17)</sup>

最後に大戰終了後の獨逸に於ける價格の監視及びナチスの政權獲得以後に於ける公正價格への進展については、

16) a. a. O. S. 494

17) a. a. O. SS. 495-498.

小穴毅；獨逸國防經濟論、189-193頁。

餘りに複雑なるが爲めに茲に詳述するを得ないのであるが、簡単に述べれば次の如くである。即ち、ナチスの價格政策は國民經濟的政治的目的の上に全體經濟を確立すると云ふ最高目標を持ち、その爲めに失業者を生産過程に導入する事と國民の生存基礎を確立する事が要求せられ、茲に農業部門と工業部門とについて別個の價格政策が行はれるに至つたのである。先づ農業方面について見るに、一方に於て統一的市場組織の確立を期すると共に他方に於ては公正なる統一的價格の實現が期待せられ、此の價格統一は存在量と需要との關係に應じて打立てられる。又工業方面に於ては、價格水準と勞賃水準即ち所得水準との不均衡を是正し、カルテルの如き獨占利潤を排除し、國內生産の外國への依存性を是正せん事を期せられてゐるが、結局は日々の需要を確保し充足すると云ふ目標に歸着する。而して何れの場合に於ても、公正價格とは個々の生産部門に於ける収益を適度に考慮し且つ消費者の爲めにはその所得を以て充分充足せらる可き價格でなければならぬのであるが、新四ヶ年計劃の價格統制には、身分的なる又は職分的なる要素が一層多分に織り込まれてゐる事に注意せねばならぬのである。<sup>18)</sup>

#### 四 公正價格の理論的意義

上述の如く價格の公正と云ふ事に關する思想は、ギリシヤの古代より現代に至る迄幾多の變遷を經來り、時には交換各當事者間の公平を期すると云ふが如き個人に關する思想と考へられ得るが如きものも存してはゐたが、而も尙常に全體に於ける個人が考へられてゐた事に注意せねばならぬ。即ち公正價格の理論は常に非個人主義的な社會即ち自由主義を否定する經濟組織に於てのみ問題となり得る事が知られ得るのであつて、同時に又それは

18) Schochtschabel; a. a. O. SS. 499-501. 小穴氏前掲書、195-199頁、參照。  
Hug; a. a. O. SS. 236-248.

拘束經濟に於ける拘束價格の理想型に關する理論たる事が明らかである。而して公正價格の理論は最初は専ら倫理的又は宗教的基礎の上に立つものであり、殊に中世に於ける公正價格の思想は特に倫理的方面を強く主張したものであつた。然るに中世以後に至つては漸く經濟理論たるの色彩が濃厚となり來り、現代に於ては飽く迄も一の經濟理論たる可き事が強調せられてゐる。<sup>19)</sup> 即ち最近の獨逸に於ける公正價格の要求の如きは、中世に於けるが如き超倫理的なる概念を再び高調せんとするものではなく、一の秩序ある國民經濟の再建設の爲めの經濟的社會的の必然性より來るのである。<sup>20)</sup> 勿論其の根底には「公共の利益は個人の利益に先んず」と云ふ倫理的觀念が存するのであつて、公正價格の理論が結局は倫理的基礎の上に立つ可き事は言を俟たざる所であるが、中世に於ける倫理がスコラの宗教的であつたのに反して現在の倫理は國民共同體の大理想によつて規制せられてゐるのである。<sup>21)</sup>

斯くて公正價格の理論は、人間が又は人格性が身分的乃至職分的に共同體へ全體的に關聯して見られ、又は國家とか國民とか云ふが如きより高き全體へ秩序づけられたものとして見られる場合に現はれるものである。従つて觀察の前面に立つものは生ける人間であつて死せる對象に關するものではない。而も個々人の爲めにのみ又は個々人の満足の爲めにのみ價格が公正である可きものではなく、公正價格は共同體に於ける個人に關するものである。即ちそれは人間が共同體の爲めに存し又共同體よりのみ其の力を汲み取り得ると云ふ事によつて裏書せられるのである。故に價格は、國民經濟の要望に關し國民經濟の一定の目的に關して公正なる場合に於て初めて公正なりと言はれ得るのである。<sup>22)</sup>

要するに公正價格の理論は、個人を含める全體的倫理觀の基礎の上に立ち而も一定の全體的目的に關聯して定

19) H. J. Seraphim; Land wirtschaftliche Markteingliederung als ökonomischer Machtausgleich auf ständischer Korporativer Grundlage, Berichte über Landwirtschaft N. F. Band XIX Heft 2. S. 235.

20) Schachtschabel; a. a. O. S. 507.

21) a. a. O. S. 506.

立せられるが故に、夫れは時と共に變化し得可きものではあるが、少く共國民經濟が一つの理想の下に一定の目的に向つて秩序ある發展をなす可き時に於ては、斯かる目的を實現せしむるが如き價格基準を與へると云ふ點に於て不可缺の意義を有するものである。今此れを自由價格の正常的基準たる自然價格の理論的意義と比較するに、自然價格が自由競争による經濟の調和的發展に於て其の意義を認められるに對して、公正價格は調和に代ふるに特定の全體的目的の實現性に於て其の意義を認められる。而して調和なる思想は誠に美はしきものではあるが、國民經濟が其の必然的運命として一定の目的に進まんとする時には、此の調和の思想に代ふるに公正の思想が不可缺となり來るのである。<sup>22)</sup> 然らば公正價格は經濟政策價格政策として如何なる意義を持ち又如何なる考慮を必要とするか。項を改めて述べる事とする。

## 五 政策論としての公正價格

先づ公正價格乃至拘束價格の政策が自由主義の經濟と相容れざる事は已に明らかなる所であるが、それは過去の歴史に顧みても、拘束價格が問題となつたのが、或は自由價格の缺陷が痛感せられた時か又は經濟的緊急状態を克服する爲めに自由主義經濟を以ては不可能なりし時代に限られてゐる事實よりも明らかである。例へばローマ法の衰亡期、宗教改革時代に於ける物價騰貴と奢侈逸樂の風潮、社會問題の發生せし時期及び特に大戰中の經濟緊急状態等を想起すれば、公正價格が専ら拘束經濟に於てのみ貨幣政策の目標たり得る事が知られるであらう。<sup>24)</sup> 而して公正價格が狹義の拘束價格たる國家的拘束價格に於て特に問題となり得るのは、全體の目的全體の要求

22) a. a. O. SS. 505-506.

23) a. a. O. S. 510.  
Hug; a. a. O. S. 253.

24) Schachtschabel; a. a. O. SS. 502, 504.

と云ふものが、國家又は政府に於て最も明確に認識せられ且つ政策的に實行され易きが爲に外ならぬのである。<sup>25)</sup> 然らば次に、國家的拘束價格政策の目標たる公正價格は何によつて規制せられるか。云ふ迄もなくそれは先づ全體的目的の重要性によつて規制せられるのであるが、特に政策論としては社會政策的問題性によつて制約せられねばならない。<sup>26)</sup> 即ち具體的には、全體的目的を認識決定す可き所の政府の構成如何及び此の政府が全體的目的の實現と社會的公正とを如何に調和するかと云ふ事が公正價格の政策的範疇に於て特に重要視せられねばならぬのである。成程個人は全體の爲めに存在し全體的目的の實現の爲には個人に一定の犠牲を強ふる事が許さる可しとしても、個人を全然滅却する事によつて全體の目的を遂行する事は出來ないのであつて、個人をも活かし且つ全體の目的を實現し得可き事が望ましいが爲めである。

斯くて公正價格の實現の爲めに價格政策を行ふに當つては、價格を公定するに當つても財の存在量、此の財に對する需要如何、消費者の購買力如何及び生産者の生産費如何等を慎重に考慮せねばならぬのであるが、<sup>27)</sup> 而も尙斯かる考慮が全體的目的の實現と兩立せねばならぬ事は云ふ迄もない所である。従つて其の前提としては、拘束經濟の全機能を發揮して、一方には各種の所得配分の不公正を是正して身的分職分的に公正なる所得配分を行ふと共に、他方には生産費の全般に互つて公正なる費用價格を規定し、若し公正價格と公正なる費用とが兩立せざる場合には更に之れに適當なる統制を加ふるが如き事をも考へねばならぬであらう。<sup>28)</sup> 即ち例へば、國民の生存資料を維持すると云ふ全體的目的の爲めには、農産物の價格の如きも其の生産を刺戟するに適當なると共に消費者の立場よりも公正なる價格たるを要す可く、若し其の生産費が此の公正價格によつて償はれざる場合には此れに

25) Hug; a. a. O. S. 235.

26) Schachtschabel; a. a. O. S. 505.

27) a. a. O. S. 507.

28) Hug; a. a. O. SS. 218-220.

補助金を與へるなり又は租税の減免を行ふが如き事をも考慮せねばならぬであらう。又工業方面に於ても、振興する可き部門の生産物價格が公正價格を期して公定されたる場合に、若し大小種々なる企業に於て其の生産費を異にするならば、或は企業の利潤をプールして生産費の均衡を得せしめるが如き統制策も必要となり來るであらう。要するに公正價格は拘束經濟に於てのみ初めて實現を期し得可きものであつて、それは單に概念上構成せられるに止まり實現不可能なるものではない。然し乍ら尙絶對的に完全なる拘束經濟が實現せられざる限りは、例へば自由價格に於て市場價格が絶えず自然價格に近づかんとしつゝも尙此れに一致し得ざるが如く、拘束價格も亦公正價格を實現せんとして實現し難き状態にあるものと言はねばならぬのである。

## 六 結 言

以上に於て私は、公正價格の意義を明らかにする爲めに、最近獨逸に於て支配的なる思想に私見を織り混せて此れが論述を試みたのである。即ち先づ公正價格とは、専ら統制經濟又は國家的拘束經濟に於て人爲的に構成せられる所の所謂拘束價格の理想型を示すものであつて、自由經濟における自由價格の理想型たる自然價格に概當するものである。然らば如何なる意味に於て價格の公正と言ふ事が考へられるか。古來價格の公正と云ふ事に關する思想と此れに基いて現實に行はれたる拘束價格政策とは種々異なる姿を執つて表はれたのであり、時にはその基礎に存する倫理的觀念が強調せられ、又時には經濟的目的が強くと主張せられたのであるが、而も如何なる場合にも單なる個人間の公正さと云ふ事よりも寧ろに全體にとりての公正さと云ふ思想が強くと表はれてゐるのである。

殊に現今獨逸に於ては、個人を超越した獨逸國民全體殊に其の一定の目的實現に關して公正なる可き價格が要求せられてゐるのであつて、少くとも公正價格は全體的目的實現の爲めの倫理觀によつて基礎付けられねばならないのである。

然し乍ら翻つて考ふるに、全體的目的實現の爲めに公正なる價格とは言つても、個人を全然滅却して考へ得可き事ではなく又許さる可きものでもない。全體の目的を遂行し得ると同時に個人も亦生き得可きものでなければならぬのである。而も此の二つの要求が兩立し得る爲めには、經濟全般が其の全體的目的の遂行に適する様完全に計畫拘束せられてゐる事が必要であつて、經濟の何れかの面に於て自由主義的なる素地を残せる場合には容易に此の理想を實現し得ないであらう。例へば大戰當初に獨逸に於て行はれたる價格統制が、單に小賣物價の公定に止まらず卸賣物價をも公定し、更に安價にての賣惜みを征服する爲めに差押及び管理處分をも用ひ、又配給の量的制限や消費割當の如き手段をも用ひたるに拘はらず、然も尙不完全なる彌縫策に終つたのは、此れ全く公正價格を適用す可き素地が未だ完成してゐなかつたが爲めに外ならない。

要するに公正價格は、理論的にも政策的にも其の歴史の舊きに拘はらず此れに關する議論は未だ甚だ幼稚なものであつた。最近漸く獨逸に於て此の問題に對する關心が高まつたのは、獨逸國民經濟の必然性より來たものではあるが、少く共世界史の方向が、今後各國又は各經濟ブロックの拘束經濟化を必然ならしめるものであるとすれば、公正價格の問題こそ經濟學に於ける最も重要な問題の一となるであらう。